

上告状兼上告受理申立書

令和6年3月25日

最高裁判所 御 中

上告人兼申立人ら訴訟代理人

弁 護 士 大 井 琢

同 中 村 昌 樹

〒907-0002 沖縄県石垣市●●●●●●●●

上告人兼申立人 金城 龍太郎

〒907-0004 沖縄県石垣市●●●●●●●●

上告人兼申立人 ●● ●●

〒907-0022 沖縄県石垣市●●●●●●●●

上告人兼申立人 ●● ●●

〒904-2143 沖縄県沖縄市知花6丁目11番39号

そよかぜ法律事務所(送達場所)

上告人兼申立人ら訴訟代理人弁護士 大 井 琢

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち4-10-38

スカイガーデンビル3階

新 都 心 法 律 事 務 所

上告人兼申立人ら訴訟代理人弁護士 中 村 昌 樹

〒907-8501 沖縄県石垣市字真栄里672番地

被上告人兼相手方 石 垣 市

被上告人兼相手方代表者市長 中 山 義 隆

石垣市平得大俣地域への陸上自衛隊配備計画の賛否を問う住民投票において投票することができる地位にあることの確認請求上告兼上告受理申立て事件

訴訟物の価額 金 480万円

貼用印紙額 金 5万8000円

上記当事者間の石垣市平得大俣地域への陸上自衛隊配備計画の賛否を問う住民投票において投票することができる地位にあることの確認請求控訴事件（福岡高等裁判所那覇支部令和5年（行コ）第6号）について、令和6年3月12日言い渡された判決（同日上告人兼申立人らに送達）は全部不服であるから下記のとおり上告及び上告受理の申立てをする。

控訴審判決の表示

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

上告の趣旨

原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

上告受理申立の趣旨

- 1 本件上告を受理する。
- 2 原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

上告兼上告受理申立の理由

上告理由書及び上告受理申立理由書を追って提出する。

以 上